

市町村児童家庭相談業務に関する調査結果【暫定版(速報値)】
(平成17年6月1日時点)

※ 数値については、現在精査中であり、今後変動することがある。

問2(1) 主たる相談窓口

	市町村数	割合
(1)市町村児童福祉主管課	1,122	46.8%
(2)市町村母子保健主管課	121	5.0%
(3)市町村児童福祉・母子保健主管課(統合課)	743	31.0%
(4)福祉事務所(家庭児童相談室)	287	12.0%
(5)福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	15	0.6%
(6)市町村保健センター(類似施設を含む)	89	3.7%
(7)教育委員会	72	3.0%
(8)その他(具体的に回答して下さい。)	104	4.3%
	2,399	106.4%

問2(2) その他の相談窓口(複数回答)

	市町村数	割合
(1)市町村児童福祉主管課	119	5.0%
(2)市町村母子保健主管課	270	11.3%
(3)市町村児童福祉・母子保健主管課(統合課)	41	1.7%
(4)福祉事務所(家庭児童相談室)	76	3.2%
(5)福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	54	2.3%
(6)市町村保健センター(類似施設を含む)	248	10.3%
(7)教育委員会	416	17.3%
(8)その他(具体的に回答して下さい。)	142	5.9%
	2,399	56.9%

問4(1) 外部人材の活用による助言

	市町村数	割合
(1)人材の活用による助言あり	274	11.4%
(2)人材の活用による助言なし	2125	88.6%
	2,399	100.0%

問8 夜間・休日の対応

	市町村数	割合
(1)相談担当の職員が宿日直により対応	89	3.7%
(2)夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして相談担当の職員が対応	101	4.2%
(3)相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	681	28.4%
(4)複数の市町村、都道府県の福祉事務所等が広域で連携し、輪番制により担当	13	0.5%
(5)民間の相談機関に対応を委託	17	0.7%
(6)その他	264	11.0%
(7)特に対応していない	1233	51.4%
	2,399	100.0%

問11 都道府県(児童相談所等)からの後方支援(複数回答)

	市町村数	割合
(1)児童相談所等の職員による市町村職員研修の実施	1,449	60.4%
(2)児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	1,395	58.1%
(3)ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	1,004	41.9%
(4)年間を通じて市町村に県職員を派遣	41	1.7%
(5)定期的に(例えば週に〇日)児童相談所職員を派遣して市町村を支援	138	5.8%
(6)児童相談所への市町村職員の受入れ	59	2.5%
(7)国の指針とは別に、都道府県独自の市町村向けの「児童家庭相談マニュアル」や「指針」等を作成	643	26.8%
(8)その他(具体的に回答して下さい。)	45	1.9%
	2,399	

問12 児童家庭相談を実施する上での困難点(複数回答)

	市町村数	割合
(1)児童家庭相談を的確に実施できるだけの職員数の確保が困難	1,544	64.4%
(2)児童家庭相談を的確に実施できるだけの専門性を有する人材の確保が困難	1,925	80.2%
(3)児童家庭相談を的確に実施するための予算の確保が困難	972	40.5%
(4)関係機関との連携がうまく図れない	326	13.6%
(5)児童相談所からのスーパーバイズが十分に受けられない	326	13.6%
(6)業務多忙のため体制づくりが遅れている	1,390	57.9%
(7)人事・財政当局の理解がない	479	20.0%
(8)その他(具体的に回答して下さい。)	76	3.2%
	2,399	